

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

○Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

新型コロナで就労系事業の6割が減収 ～厚生労働省

厚生労働省は8月28日、障害福祉サービスの就労継続支援A型、B型事業について、今年7月の生産活動収入が前年同月と比べて減った事業所が全体の6割に上ることを同日の社会保障審議会障害者部会に報告した。

新型コロナウイルスの影響で、食品や手芸品を作って販売するなどの生産活動が停滞。その収入をもとにB型事業所が障害者に支払う工賃の平均も、4月から7月は前年同月比5～10%減となった。

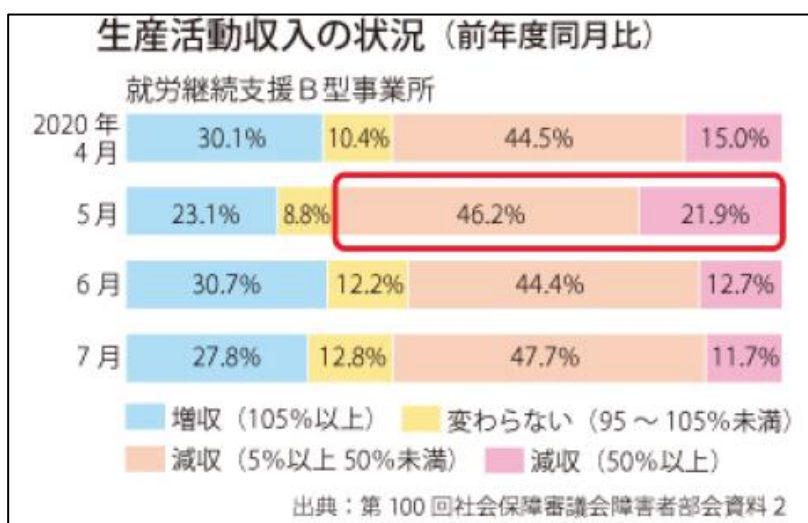
B型事業には、平均工賃が低いと事業所の受け取る基本報酬も低くなる仕組みが2018年度から導入されていたが、新型コロナによる生産活動収入の減少がB型事業所の報酬減につながる可能性もあり、委員からは報酬算定の仕組みを改めるよう求める意見がだされた。

調査は8月7～24日に厚労省が実施し、A型事業所760カ所、B型事業所3814カ所が回答している。

それによると、7月の生産活動収入が前年より減ったとする事業所はA型が全体の56%、B型が59.4%。減収幅が半分以上とする事業所も1～2割弱ほどに上る。月別ではA型、B型とも5月が最も落ち込んだ。

A型事業所が障害者に支払う賃金は5月を除いて前年より上回ったが、B型事業所が障害者に支払う工賃は4～7

月のいずれも前年を下回った。今後についてはA型事業所の約5割、B型事業所の約6割が「全く見通しが立たないまま」と回答している。



この報告を受けて、委員からはB型事業所の報酬算定の仕組みを18年度改定前に戻すべき、「B型には仕事がなく、障害者の生活リズムが崩れる」とし、人手を求める農林業と連携する仕組みが必要等、意見が出された。

同日の部会ではこのほか、重度訪問介護などを利用する障害者の勤務中や通勤時の介助に関連し、今年10月からの新事業を行う予定の市町村がさいたま市など13にとどまることを報告した。

企業を対象とした助成金を活用しても不足する部分を障害者総合支援法の市町村事業（任意事業）で賄う。現在、障害福祉サービスの利用者が働く場合、勤務中や通勤時の介助は「個人の経済活動に公的な制度は使えない」という理由からサービスの対象外。労働行政と福祉行政それぞれから介助費を捻出することが検討されていた。

詳細は、厚生労働省「社会保障審議会」ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html

国の「障害者雇用率 2.85%」全行政機関で法定達成も、 離職者も少なくない **～厚生労働省**

厚生労働省は9月10日に、6月1日時点で国の全ての行政機関で働く障害者は8,563人で、雇用率は昨年同時期より0.45ポイント増の2.85%だったと発表した。全行政機関で法定雇用率（2.5%）を達成した。一昨年に発覚した障害者雇用水増し問題を受けて大量採用したが、離職者も少なくない。長く職場に定着できる環境づくりが課題となる。

厚労省の担当者は「新型コロナウイルスの影響を踏まえ、各省庁が進める障害者が働きやすい職場づくりを支援したい」と話している。

政府は水増し問題を受け、昨年未までに全行政機関で法定雇用率達成を目指す採用計画を立てている。

障害福祉サービス報酬改定に向けた論点 **～厚生労働省**

厚生労働省は8月27日に、2021年4月の障害福祉サービス報酬改定に向けた主な論点を「障害福祉サービス報酬改定検討チーム」に示した。18年4月改定からの継続案件のほか、新型コロナウイルスなど感染症が蔓延したり、災害が発生したりした場合でもサービス提供を継続できるようにすることを主なテーマとした。

平時から専門家と連携して不足の事態に備えておくこと、在宅の障害者をオンラインで支援することなどを報酬上どのように評価するかを検討する。7月から計46団体の意見を聴取した結果を踏まえ、年内に大まかな方向性を固める。

同日示した論点はこのほか5点。

① **障害者の重度化・高齢化への対応と地域生活支援**

18年度の報酬改定で設けた「重度者向けグループホーム（日中サービス支援型）」施設から一人暮らしへの移行を支える「自立生活援助」などが機能するよう検討する。

② **就労系サービスの見直し**

18年度に報酬の仕組みを大きく変え新サービス「就労定着支援」を設けた結果の検証。

③ **障害児支援**

医療的ケアを必要とする子どもへの支援について、新指標による評価方法を設けることが最大の焦点。障害児入所施設（福祉型）で暮らす18歳以上の人の問題も長年の懸案事項。

④ **精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの推進**

別途検討会が進行中だが、報酬で後押しできることとして居住支援の充実策を議論する。

⑤ **制度の持続の可能性や生産性を高めるための議論**

06年の障害者自立支援法施行から14年で利用者数・事業費とも3倍に増えたことを重くみる厚労省は、圧縮できる費用を探す構えだ。

今後、個別のサービスごとに議論する予定になっている。9月11日の会議では、共同生活援助、自立生活援助、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、地域生活支援拠点等について議論されている。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

障害者施設からの調達「過去最高」を更新 ～厚生労働省

厚生労働省は8月27日、障害者優先調達推進法に基づく2019年度国の機関における調達実績の速報値を公表した。

国の機関が障害者就労施設などから調達した物品や役務の合計は前年度から227件増の6,296件、金額は9,000万円増の9.8億円となった。

調達額は前年度比10.2%増（約0.9億円増）2013年の法施行から6年連続で過去最高を更新している。

調達内容は印刷（役務）、事務用品・書籍（物品）の2品目が調達額全体の約5割を占めた。省庁別に見ると、厚労省、警察庁、農林水産省の調達額が大きく増加している。

同法は障害者の就労支援、自立促進を目的に、受注の機会を確保するため、就労施設などから優先的に物品を調達するよう努めることとしている。

なお、都道府県、市町村、独立行政法人等の令和元年度調達実績については、後日、取りまとめたうえ公表される

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/12203000/000663602.pdf>

第2回公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会 ～国土交通省

国土交通省は9月1日に、第2回公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会（オンライン）を開催した。

この検討会はバリアフリー法に基づく各種基準を検討するもので、5月のバリアフリー法が改正されたのを受け、主に改正事項の基準への反映を議論している。さらに、8月28日に新幹線のバリアフリー対策検討会のとりまとめが公表されたため、このとりまとめをガイドライン等に反映させることも議案の一つである。

1. ソフト基準の方向性及びガイドラインの草案について

本年のバリアフリー法改正で、新たに公共交通事業者等のソフト基準適合義務が創設された。その基準を省令に盛り込む具体案が示された。

基本的な考え方として、

- ① バリアフリー化された旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるよう、ハード基準と対応するかたちでバリアフリー設備の操作方法や維持管理に関する基準を設ける。
- ② 人的対応を行うことを前提にハード基準を適用しないこととしている場合は、当該人的対応を適切に実施すべき旨の基準を設ける。

今後、今年の11月に公布され、来年4月1日の施行を目指している。

2. 新幹線の新たなバリアフリー対策について

「新幹線の新たなバリアフリー対策について（とりまとめ）」について説明があり、具体的な省令の文案が示された。

これまでは新幹線だけの基準はなく、都市間鉄道という枠でデッキ付き特急車両等と同じ分類であったが、今回は新幹線だけに特化した基準を新たに盛り込んでいる。この内容については、とりまとめを反映させたもので、具体的なレイアウト図も盛り込まれている。

委員からは、車いす席に背当てが必要ではないか、多目的室が狭い車両の場合は、車いすスペースに車いすを置かせてほしい、車いすだけでなく多様な障害者が利用しやすいバリアフリー化の検討も必要といった意見が出されている。

3. 視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法に関するワーキンググループの設置について

視覚障害者のエスカレーターへの誘導案内について、2018～19年度の基準検討委員会で移動等円滑化基準とガイドラインの改訂について検討されていた。その中で、技術が開発途上であること、有効性が確実に証明されているわけではない等の理由で、誘導案内方法について検討課題となっていた。また、本年の第1回準等検討会でも過去の議論の整理を行うべきとのことから、現行ガイドラインの内容を充実させることを目的にワーキンググループを設置する。

検討会では、エスカレーターへの誘導用ブロックの敷設促進に向けて、敷設方法案や誘導案内を行うエスカレーターの対象範囲を検討し、視覚障害者による検証結果を踏まえた敷設の考え方・事例をガイドラインにおいて示すとのことである。

詳細は、国土交通省ホームページ参照

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000225.html

第2回「路線バスに係る車いす事故対策検討会」 ～国土交通省

国土交通省は9月3日に、路線バスでの車いす使用者の安全を確保するための「路線バスに係る車いす事故対策検討会」をWEB会議で開催した。

車いす使用者の安全確保については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした共生社会の実現に向けた機運醸成を受けて、官民でバリアフリー対策が推進されている。一方で、路線バスでは、車いすの固定をしていない、固定が不十分だったことに起因する車内事故が確認されている。

国土交通省では、路線バスにおける車いす使用者の安全確保に向けて、対応策を検討するため検討会を設置して、路線バスでの車いす乗車の実態や、取り組みに関するヒアリングを実施する。また、路線バスでの車いす事故について論点を整理する。

第2回検討会では路線バスに係る車いす乗車の実態、取組に関するヒアリングが実施された。バス会社からは、車いすに対する事故防止の取り組みについての説明や、過去に発生した車いす事故の一例、その後の検証実験の様子などが報告された。参加した障害者団体からは、「車いすの固定時の対応に係る運転手への教育は十分か」「路線バス乗車時に車いすを固定しないことが事故につながるおそれがあることについて、乗務員、車いす使用者等は認識しているのか」「車いす使用者に係る事故について、現行の事故報告基準で、行政が十分把握できているのか」等について意見が出されている。

国土交通省からは「今すぐできること、時間を要することを整理し、今後関係者と検討を深めていきたい」との発言があった。

詳細は、国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000425.html

移動円滑化評価会議報告「肢体不自由」 ～国土交通省

国土交通省の『移動円滑化評価会議「特性に応じたテーマ別意見交換会（第9回）『肢体不自由』④』が9月8日にオンライン会議形式で開催された。

この会議は、2018年バリアフリー法改正で、障害当事者がバリアフリー整備を評価する仕組み「移動等円滑化評価会議」が設けられ、親会の下に、テーマ別に「肢体不自由」「知的障害、発達障害、精神障害及び認知症」「妊産婦及び乳幼児連れ」「視覚障害・聴覚障害等」の4つの部会が設けられている。

「肢体不自由」では、昨年度はUDタクシーの試乗などを行われているが、評価会議、テーマ別「肢体不自由」共に今年度初開催となる。

会議では、優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進について、今回の法改正では、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」が追加された。施設設置管理者が講ずべき具体的措置としては、真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ等を行うとしている。

また、パーキングパーミット制度の導入や、地域格差、コロナ禍における移動等の課題等について議論された。

今回、海外の事例も交えながら日本も国際基準のバリアフリーに追いついて欲しいといった意見や、当事者参画の仕組みについても、東京オリンピック・パラリンピックがゴールではなく、その後も再評価の仕組みが必要等、レガシーとしての考え方が問われていた。

今後、9月28日に移動円滑化評価会議が開催される予定である。

詳細は、国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000160.html

身体障害者手帳のカード化普及について ～自治体

厚生労働省は2019年4月の省令改正で、「身体障害者手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」のカード化を解禁した。だが1年以上たった今でも導入を決めた自治体は少ない。携帯しやすくはなるが提示する手間はこれまでと変わらず、当事者ニーズにばらつきがあるともいわれている。費用対効果も見極めにくく、自治体は様子見をしている。

カード化導入は自治体の判断に任されている。プラスチック製で、運転免許証と同じ大きさ。導入する自治体では本人がカード製か従来の紙製かを選べる。

厚労省は7月時点で「各自治体の導入状況は把握していない」という。西日本新聞が九州の7県と3政令市に取材したところ、本年度中の導入を決めたのは佐賀、大分両県だけ。大分県は9月11日にカード型の交付申請を23日から受け付けると発表した。県によると、全国の自治体に先駆けて申請を始めるという。なお、東京都、大阪府から交付権限を移譲された箕面市は10月より交付申請の受付を開始する。

一方で財源面から首を横に振る自治体は多い。「国からの補助はなく、全てこちら持ち。慎重に考える必要がある」。マイナンバーカードと障害者手帳を一体化させる国の構想もあり、「二重投資は避けたい」「多くの自治体が一体化との兼ね合いで判断できずにいる」と打ち明ける。

カードの内容は自治体に任されているが、厚労省が示す例では、プライバシー保護や欄が小さい関係で「視覚障害」などの障害種別と等級しか記載されない。

こうしたことから、箕面市は、障害の具体的な部位や部位別の等級など、障害に関する詳しい情報をカード上に記載しないことで手帳所持者のプライバシーに配慮し、カードにQRコードを載せ、コードを読みとると障害の詳しい情報を確認できるようにする。ただ追記や書き換えはできず、状況が変われば再発行が必要とのことである。

カード化が進まない背景について、カードでも紙でも、窓口で提示し、人力で割引計算してもらわなければならない手間は一緒だ。障害の内容を人に知られたくない当事者もいる。「交通系ICカードのように、機械にかざして割引が受けられる仕組みなら、持ちたい人も増える」と指摘する声もある。

また、カード化に対する国の補助はなく、「国は予算面の手当てをすべきだ。さらにカードの規格を統一し、ICチップを内蔵するなどして利便性をあげなければ、当事者に寄り添った改善とはいえない」と指摘もだされている。

教育支援員足りず「市町村実態調査」

～茨城県

通常学校に通う、障害のある子どもたちの学校生活を支援する「特別支援教育支援員」の配置実態を明らかにしようと、市民団体「茨城に障害のある人の権利条例をつくる会」が、茨城県内の各市町村教育委員会にアンケート調査を行った。

結果、教育支援員が足りない市町村や、足りていても保護者に付き添いを求める市町村があるなどの実態が浮き彫りになった。学校生活において、平常の授業日や校外学習時に支援員が付き添えないからと、保護者の付き添いを障害児だけに求め、できない場合は参加を拒否することは、2016年施行の障害者差別解消法が禁止する「権利利益の侵害」にあたる。今後、各市町村教育委員会に対し、今回の調査結果を情報提供すると共に、支援員の研修機会を提供するなど、支援員の充実に協力していく考えだ。支援員は、学校生活での食事や排せつなどの介助、授業や学習で個別的な支援が必要な児童生徒を支援する。

アンケートには全44市町村のうち41市町村が回答した。「支援員が足りているか」という質問には、6割超の27市町村が「足りていない」と回答した。

さらに、1人の児童生徒が1日に支援を受けられる時間についても尋ねた。支援員が支援できる時間が限られていて、その時間では支援が不足する場合、保護者が付き添っていると8市町村が回答した。支援員が足りていないと回答した市町村の方が、保護者が付き添っている割合は高いが、足りている市町村でも「平常の授業日に保護者が付き添っている場合がある」と回答したところが1市町村あった。

一方、支援員が足りていない市町村でも、「1日の支援時間に上限はない」と5市町村が回答した。「支援時間に上限はあるが、支援員の勤務時間を前後させたり、空いている職員を計画的に配置したりすることで、保護者の付き添いはないようにしている」と回答した市町村もあり、支援員の人材不足が必ずしも保護者の付き添いを求めることに繋がらないことが分かった。

校外学習時に支援員が付き添えるかという質問には、「日帰りの校外学習に支援員が付き添える」と35市町村が回答し、「宿泊を伴う校外学習に支援員が付き添える」と5市町村が回答した。「支援員が足りていない」市町村でも、「宿泊を伴う校外学習に支援員が付き添える」と回答したところが3市町村あった。さらに校外学習時に保護者が付き添っているかという質問には、支援員が足りている市町村の方が付き添っている割合は58%と低いが、それでも約6割の市町村が校外学習に保護者が付き添っていることがわかった。

車いすに乗って障害者の視点を体感

～秋田市

生涯学習に携わる県や市町村の職員を対象にした研修会が秋田市で開催された。今回のテーマは、「障害者の支援」。参加者は、実際に車いすで外に出て障害者の視点を体感し、必要な支援などについて学びあった。

県や市町村から参加したおよそ15人が体験したのが実際に車いすに乗っての外出。障害者など向けに街の中に備えられているスロープを車いすで上るなど体験を通して学んだ。

車いすで移動してみると普段気づかないことも見えてくる。その一つが横断歩道。車道と歩道のわずかな段差をなかなか越えられない。街中には、障害者の行動を妨げかねない環境があらゆる場所に存在することを肌で感じていた。

研修会を開いた県教育委員会は障害者の視点を取り入れながら誰もが暮らしやすい社会の実現に向け取り組みの輪を広げていくこととしている。

障害者の文化芸術フェスティバル in 九州

障害者の芸術表現を紹介する「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル in 九州」（実行委、文化庁など主催、長崎新聞社など共催 構成団体として全肢連参画）が9月17～26日に、長崎市出島町の県美術館県民ギャラリーなどで開催される。

今後、来年にかけ全国7ブロックで展開予定。九州ブロックは長崎県で開催し①展覧会、②和太鼓演奏の映像配信、③食のイベント、で構成している。

メインの展覧会「アール・ブリュット展」は、全国の障害者34人（うち長崎県4人）の絵画など計約260点を紹介する。

アール・ブリュットとは芸術教育を受けていない人々が独自の発想で作ったアートのこと。近年、障害者の感性、世界観で表現されたアートは国際的に芸術作品としての評価が高まっているが、国内については「まだまだ種まきの段階」とのことである。

同展に出品している長崎県作家で知的障害のある男性は、思っていることをうまく言葉で伝えることが困難だが、一度見た記憶を頼りに酒瓶を忠実に描くことができる。絵は施設で保管され、昨年12月に初個展が開かれた。「個展前後で男性の様子は好転。作品を通し社会とのつながりができたことが大きい。自分の絵が認められたという意識を持つようになり、制作意欲が湧いたようだった」と同実行委員長補佐は話す。「障害者が何もできないわけではない。ひそかに温めている特技や強みみたいなものもある。支援員や家族、周囲がそれを引き出し、育んでいけば生きがいにつながる」と指摘する。また、「福祉事業所だけで取り組むことは難しい。文化芸術面で支援員らを育成する研修会を行政などと連携し実施するなど、社会全体で障害者の可能性を広げていく機運や環境をつくっていくことが必要」と話す。そのきっかけとして同フェスに期待を寄せる。「展覧会は障害者と社会がつながる機会。障害の有無に芸術の境はない。私たちの想像を超えるすばらしい表現や作品を通じて、まずは障害者芸術について広く知ってもらえる場にしたい」とのことである。

【障害者の文化芸術フェスティバル】

1.アール・ブリュット ～日本人と自然～ in九州

日時：2020年9月17日（木）～26日（土） 10:00～18:00

会場：長崎県美術館 県民ギャラリー（長崎市出島町2-1）

入場料：無料

2.障害者による舞台芸術

日時：2020年9月19日（土） 13:30～15:00

会場：WEB配信 <https://artbrut-creation-nippon.jp/2020kyushu/>

3.「農×福×食」九州の食を味わうイベント

日時：2020年9月21日（月・祝） 11:00～13:30

会場：登利亭

入場料：2,000円・要予約